行政書士 GOLD

行政書士テキスト

株式会社 メディアファイブ

目 次

行政書士の業務に関し必要な法令等

1 憲	法	
憲法のオ	ペイント	2
第1章	憲法の意義	3
第2章	日本国憲法の概要	4
第1節	憲法の三大基本原則 / 第2節 旧憲法との比較	
第3章	前 文	7
第4章	天 皇	8
第1節	天皇の地位 / 第2節 皇位の継承 / 第3節 天皇の権能	
第4節	皇室の経済及び財政 / 第5節 委任と摂政	
第5章	平和主義、戦争の放棄	10
第6章	国民の権利及び義務	1 1
第1節	基本的人権の享有主体 / 第2節 基本的人権の分類	
第3節	公共の福祉 / 第4節 私人間における人権の効力	
第5節	基本的人権の総則的規定(13条) / 第6節 法の下の平等(14条)	
第7節	自由権 / 第8節 受益権 / 第9節 参政権	
第10節	社会権 / 第11節 国民の義務	
第7章	統 治	2 6
第1節	総論 / 第2節 国民主権と選挙制度	
第3節	三権分立(権力分立)の原則 / 第4節 国会 / 第5節 内閣	
第6節	司法(裁判所) / 第7節 財政 / 第8節 地方自治	
第9節	憲法改正 / 第10節 成文立法の諸形式・効力 / ※判例集	
2 民	法	
民法のポ	ポイント	5 8
第1章	民法とは	5 9
第1節	民法の意義 / 第2節 民法の三大原則	
第2章	総 則	6 1
第1節	制限行為能力者制度 / 第2節 住所 / 第3節 失踪宣告	
第4節	法人 / 第5節物 / 第6節 法律行為 / 第7節 意思表示	
第8節	代理 / 第9節 法律行為の無効と取消し	
第10節	条件・期限・期間 / 第11節 時効	

第3章	物 権	9 4
第1節	物権及び物権の変動 / 第2節 占有権 / 第3節 所有権	
第4節	用益物権 / 第5節 担保物権	
第4章	債 権	119
第1節	債権の概説 / 第2節 契約の成立 / 第3節 契約の効力	
第4節	連帯債務 / 第5節 保証債務 / 第6節 債権譲渡	
第7節	債権の消滅 / 第8節 事務管理 / 第9節 不当利得	
第10節	不法行為 / 第11節 契約各論	
第5章	親 族	171
第1節	親族法とは / 第2節 親族の範囲/ 第3節 婚姻	
第4節	親子(実親子) / 第5節 養親子 / 第6節 親権	
第7節		
第6章	相 続	188
第1節	相続 / 第2節 遺言	
3 行	攺法	
行政法 σ)ポイント	198
第1章	行政法とは	199
第1節	行政法の内容 / 第2節 法律による行政の原理の意義	
第3節	法律による行政の原理の内容	
第2章	行政上の法律関係	201
第1節	行政上の法律関係の意義と性質 / 第2節 特別権力関係	
第3章	行政主体・行政組織	205
第1節	行政主体の意義 / 第2節 行政主体の種類 / 第3節 国の行政組織	ţ
第4章	行政立法	2 1 0
第1節	行政立法による行政 / 第2節 行政立法の種類	
	私人の公法行為	
第5章	行政行為	2 1 5
第1節	行政行為の意義と効力 / 第2節 行政行為の種類	
第3節	行政行為の附款 / 第4節 覊束行為と裁量行為	
第5節	行政行為の瑕疵 / 第6節 行政行為の取消しと撤回	
第6章	行政強制	2 3 0
第1節	行政強制の意義及び種類 / 第2節 行政上の強制執行	
第3節	行政上の即時強制 / 第4節 行政罰	
4 行	攺手続法	
行政手続	法のポイント	236

単 章 行政手続法 ····································	2 3 7
第1節 行政手続法とは / 第2節 総則 / 第3節 申請に対する処分	
第4節 不利益処分 / 第5節 行政指導 / 第6節 届出	
第7節 地方公共団体	
5 行政不服審査法	
行政不服審査法のポイント	2 4 6
単 章 行政不服審査法	2 4 7
第1節 行政不服申立制度 / 第2節 行政不服審査法	
6 行政事件訴訟法	
行政事件訴訟法のポイント	256
第1章 行政事件訴訟法とは	257
第2章 抗告訴訟	259
7 国家賠償法	
国家賠償法のポイント	264
第1章 国家補償 ······	265
第1節 国家賠償(国家賠償法) / 第2節 損失補償	
第2章 公物と営造物	269
第1節 公物の意義 / 第2節 公物の種類 / 第3節 営造物の概念	
8 地方自治法	
地方自治法のポイント	272
第1章 地方自治の本旨	273
第1節 地方自治の意義 / 第2節 地方自治の本旨 / 第3節 地方自治法	
第2章 地方公共団体の種類	2 7 5
第1節 地方公共団体 / 第2節 地方公共団体の区分 / 第3節 市町村	
第4節 都道府県 / 第5節 特別地方公共団体 / 第6節 区域	
第3章 住 民	280
第1節 住民の意義 / 第2節 住民の権利 / 第3節 住民の義務	
第4章 地方公共団体の事務	282
第1節 権能と処理する事務 / 第2節 事務処理の原則	
第5章 条例と規則	285

유 O 부	进 宇	200		
	地方公共団体における選挙 / 第2節 選挙権 / 第3節 被選挙権			
第7章	直接請求	290		
第1節	直接請求制度 / 第2節 条例の制定改廃請求 / 第3節 事務の監査	 		
第4節	議会の解散請求 / 第5節 議員・長等の解職請求			
第8章	議 会	294		
第1節	議会の設置と特色 / 第2節 議会の組織 / 第3節 議会の権限			
	議事手続き			
第9章	執行機関			
第1節	執行機関の原則 / 第2節 地方公共団体の長 / 第3節 補助機関			
	長と議会との関係 / 第5節 委員会と委員			
第10章	財務			
	予算と決算 / 第2節 住民監査請求と訴訟			
第11章	国と地方公共団体との関係	308		
第1節	国の立法機関との関係 / 第2節 司法機関との関係			
9 商	法			
商法のポ	ポイント	3 1 0		
商法改正	芸等に伴う「新会社法」について	311		
1-1/24-5/1		0 1 1		
	改正の経緯 / 第2節 会社の分類 / 第3節 株式会社に関する変更			
第1節		更点		
第1節 第1章	改正の経緯 / 第2節 会社の分類 / 第3節 株式会社に関する変質	更点		
第1節 第1章 第1節	改正の経緯 / 第2節 会社の分類 / 第3節 株式会社に関する変更 商法総則	更点		
第1節 第1章 第1節 第4節	改正の経緯 / 第2節 会社の分類 / 第3節 株式会社に関する変 商法総則	更点 314		
第1節 第1章 第1節 第4節 第2章	改正の経緯 / 第2節 会社の分類 / 第3節 株式会社に関する変更 商法総則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	更点 314		
第1節 第1章 第1節 第 2章 第1節	改正の経緯 / 第2節 会社の分類 / 第3節 株式会社に関する変更 商法総則	更点 314		
第1節 第1章 第1節 第4節 第2章 第1章 第3章	改正の経緯 / 第2節 会社の分類 / 第3節 株式会社に関する変更 商法総則 商法とは / 第2節 商法の法源とその適用順位 / 第3節 商人 商業登記 / 第5節 商号 商行為法 商行為の意義と分類 / 第2節 絶対的商行為及び営業的商行為	更点 314 318		
第1節 第1章 第1節 第4節 第2章 第1章 第3章	改正の経緯 / 第2節 会社の分類 / 第3節 株式会社に関する変更 商法総則	更点 314 318		
第 1 章 第 1 章 第 4 章 第 5 章 第 5 章 第 5 章 第 1 章 1 章	改正の経緯 / 第2節 会社の分類 / 第3節 株式会社に関する変更 商法総則	更点 314 318		
第 1 章 第 1 章 第 4 章 第 5 章 第 5 章 第 5 章 第 1 章 1 章	改正の経緯 / 第2節 会社の分類 / 第3節 株式会社に関する変更 商法総則	更点 314 318		
第 1 章 第 1 章 第 3 章 第 3 章 第 3 章 第 3 章 第 3 章 第 3 章 第 3 章 章 章 章	改正の経緯 / 第2節 会社の分類 / 第3節 株式会社に関する変更 商法総則	更点 314 318 319		
第 1 章 第 1 章 第 3 章 第 3 章 第 3 章 第 3 章 第 3 章 第 3 章 第 3 章 章 章 章	改正の経緯 / 第2節 会社の分類 / 第3節 株式会社に関する変更 商法総則	更点 314 318 319		
第 1 章 1 章 1 章 1 章 1 章 1 章 1 章 1 章 1 章 1	改正の経緯 / 第2節 会社の分類 / 第3節 株式会社に関する変更 商法総則	度点 314 318 319 332		
第 1 章 1 章 1 章 1 章 1 章 1 章 1 章 1 章 1 章 1	改正の経緯 / 第2節 会社の分類 / 第3節 株式会社に関する変更 商法総則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	度点 314 318 319 332		
第 1 第 第 第 第 1 1 章 1 章 1 章 1 章 1 章 1 章 1	改正の経緯 / 第2節 会社の分類 / 第3節 株式会社に関する変更 商法総則	度点 314 318 319 332 333		
第 1 章 1 章 1 章 1 章 1 章 1 章 1 章 1 章 1 章 1	改正の経緯 / 第2節 会社の分類 / 第3節 株式会社に関する変更 商法総則	度点 314 318 319 332 333		
第 1 第 第 第 第 1 第 1 章 1 章 1 章 1 章 1 章 1 章	改正の経緯 / 第2節 会社の分類 / 第3節 株式会社に関する変更 商法総則	五 3 1 4 3 1 8 3 1 9 3 3 2 3 3 3 3 3 7		

第4章	法の効力	3 4 4
第5章	法の適用と解釈	3 4 6
第1節	意義 / 第2節 事実の認定 / 第3節 法の解釈	
第6章	基礎法学に関連する新しい法律	3 5 1
第1節	i ADR促進法 / 第2節 法の適用に関する通則法	

行政書士の業務に関連する一般知識等

11 一般知識

向几 午口 =垃	iのポイント	254
	の	3 5 4 3 5 5
		3 5 5
第1節	国家とは / 第2節 憲法の三大原則	
第3節	日本国の統治システム / 第4節 選挙制度・政治改革	
第5節	行政国家現象と行政改革 / 第6節 地方改革・平成の大合併	
第7節	国際政治・国際組織	
第2章	経 済	363
第1節	経済の基礎理論 / 第2節 市場価格の決定と市場の限界	
第3節	証券市場と株式市場 / 第4節 財政 / 第5節 国際経済機構	
第3章	社 会	369
第1節	環境問題 / 第2節 少子高齢化問題 / 第3節 医療・年金問題	
第4節	介護・福祉問題 / 第5節 労働問題 / 第6節 犯罪と刑罰	
第4章	情報通信	3 7 6
第1節	電子政府・電子自治体 / 第2節 住民基本台帳ネットワーク	
第3節	IT 基本法 / 第4節 行政手続オンライン化法	
第5節	電子署名・認証法 / 第6節 e-文書法	
第7節	情報通信セキュリティを図るための対策	
第8節	不正アクセス禁止法 / 第9節 デジタルデバイドの問題点	
第5章	個人情報保護	3 8 4
第1節	個人情報保護関連5法 / 第2節 個人情報保護法	
第3節	個人情報保護の対象 / 第4節 個人情報取扱事業者	
第6章	文章理解	388

1 憲 法

- 1 憲法の意義
- 2 日本国憲法の概要
- 3 前 文
- 4 天 皇
- 5 平和主義、戦争放棄
- 6 国民の権利及び義務
- 7 統 治

憲法のポイント

憲法は、国家の根本規則を定めた最高法規であり、憲法についての基本的な知識の理解は試験の上でも大切である。

改正前の行政書士試験においても、憲法は重要な科目であり、ほぼ毎年5問出題されている。大体は、憲法の条文を理解していれば答えられる問題がほとんどであるが、基本的人権に関しては、最高裁の判例の知識を問う問題も出題される。

出題数5問のうち、3~4問は条文の文言そのものの理解で十分答えられる。条文の数はそれほど多くないので、条文そのものを全般的に読みこなす訓練が大事である。最高裁の判例については、テキストに登載されている程度の基本的人権に関する有名な判例について押えておけばよいであろう。

憲法で試験上特に重要なポイントは、天皇の国事行為(3条、4条、7条)、公務員の選定・罷免権(15条)、衆議院の優越(59条、60条、61条)、内閣不信任決議(69条)、内閣総理大臣の職務(72条)、内閣の職務(73条)、司法権全般(76条~82条)、憲法改正手続(96条)、最高法規(97条、98条)などである。

また、判例のポイントは、自由権・生存権に関する最高裁の判例である。

なお、記述式問題も1問程度が予想される。

第1章 憲法の意義

憲法とは、国家の根本理念または根本規則について規律した基本法であり、国家の領土、国民の権利・義務、統治の主体、統治体制などについての基礎を定めるものである。

近代国家では、成文化された憲法を制定していることが多く、この成文化された憲法を、 **形式的意味の憲法**という。形式的意味の憲法は、実質的意味の憲法と内容が重なることが 通例であるが、ずれる場合もある。例えば、形式的意味の憲法のほかに、慣習法などの形 で実質的意味の憲法が存在することがある。現に、イギリスでは、慣習法、法律の形式で、 実質的意味の憲法は存在するが、成文化された「英国憲法」という形式のものはない。な お、日本国憲法は成文憲法であり、国民の代表によって制定された民定憲法である。

第2章 日本国憲法の概要

第1節 憲法の三大基本原則

日本国憲法には、前文等にあるように、①**国民主権**、②**基本的人権の尊重**、③**平和主義** という三大基本原則が存在する。

1 国民主権

国民主権とは、国政についての**最高の権力**(=主権)が**国民に存する**という原則で、君主主権に相対するものである。つまり、国民の意思によって国の政治が行われるという原則である。

2 基本的人権の尊重

日本国憲法は、近代憲法の基本である基本的人権の尊重に重きをおき、13条以下には、 具体的に尊重されるべき人権を列挙している。そして、人権を確保するために自由主義を 採用している。またその裏付けとして、国家権力分立の原理、法の支配の原理を設け、後 者の原理の発想として、憲法の最高法規性(98条)、裁判所の違憲立法審査権(81条)を認 めている。

3 平和主義

日本国憲法は、第二次世界大戦の悲惨な経験に照らし、**平和主義と国際協調主義**を採ることを**憲法前文**で繰返し述べている。また、その具体化として憲法 9 条 (戦争の放棄)、98 条 (条約及び国際法規の遵守)を設けている。

第2節 旧憲法との比較

日本国憲法と明治憲法(大日本帝国憲法)の間には大きな差がある。また、両者を比較することにより、現憲法をよりよく理解することができる。

明治憲法は、伊藤博文等によりプロシアの憲法を模範として草案されたものである。

1 天 皇

明治憲法においては、主権は国民ではなく天皇にあり、天皇が統治権を総攬していた。 天皇は国家元首として強大な権力(独立命令、緊急勅令、陸海軍統帥権、条約締結権、非 常大権など)を有することが認められていた。

現憲法では、**主権は国民**に存し、**天皇は単なる国民の象徴**となり、国事行為(7条)等をなすのみで、国政を動かす作用はないとされている。

2 国民の権利義務

明治憲法下においても、臣民の権利が定められていたが、権利は天皇から授けられたものであり、法律の留保が付けられていた。つまり、法律さえ制定すれば臣民の権利を自由に制限できた。また、認められる権利の種類も少ない、現憲法にある思想・良心の自由、職業選択の自由、学問の自由、一連の社会権等の権利規定はなかった。また、兵役、納税、教育という三大義務が課せられていた。

現憲法では、基本的人権は、人間が生まれながらにして有する固有かつ不可侵の権利で あるとの前提に立ち、これを制約できるのは、公共の福祉に反する場合に限ると規定して いる。また、**国民の義務**としては、**教育、勤労、納税**の三大義務が定められている。

3 統治機構

明治憲法では、帝国議会は天皇の翼賛(補佐する)機関、国務大臣は天皇の輔弼(助ける)機関(なお、旧憲法に内閣の章はない)、司法権は天皇の名において行使された。また、国務大臣は天皇に対し、行政の責任を負ったが、帝国議会に対しては責任を負わず、議会の行政に対する抑制が不十分であった。

1 憲 法

〈明治憲法との比較〉

	日 本 国 憲 法	明治憲法
規定上	民定憲法	欽定憲法
改正上	硬性憲法	硬性憲法
天 皇 制	象 徵	統治権の総攬者 (国家元首)
基本的人権	「新たに定められた権利」思想・良心の自由職業選択の自由学問の自由社会権①生存権②教育を受ける権利③勤労の権利④労働者の権利刑事上の手続き	
統治機構	三権分立	[天皇に統治権] 国会は翼賛機関 国務大臣は輔弼機関
司法	特別裁判所の禁止 違憲立法審査権	
戦 争	戦争放棄	

「日本国憲法」は手続上は、旧憲法(明治憲法)の改正というかたちをとっている。

※「欽定憲法」とは君主が定める憲法、「硬性憲法」とは改正手続きが厳重で、改正しづらい憲法のことをいう。